

全日本不動産政治連盟兵庫県本部大会代議員規程

(目 的)

第 1 条 全日本不動産政治連盟兵庫県本部（以下「当本部」という）規約第 19 条に規定する代議員及びその選出に関し、当本部会員の権利に公平を欠くことのないよう遵守すべき基準を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程にいう代議員とは、当本部の会員を代表して大会における表決権を行使することを委任された正会員をいう。

(事務管理)

第 3 条 代議員の選出に関する事務及び管理は、当本部大会運営のために開かれる役員会が主管する。

(職 務)

第 4 条 代議員の職務は、正会員の意向を当本部の運営に反映させるため、当本部の動向を監視し、大会に出席して運営に関する意見を述べ、審議を通じて適正な会務運営に努めるよう促す役割を担う。

(選出権者及び被選出権者)

第 5 条 代議員選出に際して選出権及び被選出権を有する者は、当該事業年度の開始の日の 1 か月前（以下「基準日」という。）において当本部に所属し、会員適格を有する正会員に限るものとする。但し、原則として当本部の本部長、副本部長、幹事長、副幹事長、会計責任者、会計職務代行者並びに監査役は被選出権者とならない。

(選出代議員数)

第 6 条 選出する代議員の数は、正会員 20 名につき 1 名の割合とし、基準日において 20 名未満の端数を生じるときは 20 名とみなし、1 名を割り当てる。

(代議員の選出及び代議員候補者名簿)

第 7 条 代議員の選出は、第 5 条に規定する正会員をもって作成した代議員候補者名簿（以下名簿という）から、当本部大会運営のために開かれる役員会が指名し、推薦する。但し、推薦された候補者の承諾を得なければならない。

2 名簿は、当本部大会運営のために開かれる役員会が基準日において作成し、本部長に提出しなければならない。

3 名簿は、当本部会員番号昇降順を用いて作成しなければならない。

(辞 任)

第8条 代議員は、やむを得ない事情があるときは、任期の途中であっても当本部役員会の承認を経て辞任することができるものとする。

(欠員補充)

第9条 代議員の定数に対して欠員が生じた場合には、第7条に定める方法によって、原則として欠員の補充を行なう。この場合新たに就任した代議員の任期は、欠員となった者の残りの期間とする。

(推薦又は辞任の様式)

第10条 代議員候補者の推薦又は辞任の様式は当本部の定めるものとする。

(任 期)

第11条 代議員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

(規約の改廃)

第12条 この規程を改廃しようとするときは、当本部役員会の議を経て行なう。

付 則

1. この規程は、平成20年1月29日から施行する。
2. この規程は、平成25年3月21日一部を改正し、即日実施する。
3. この規程は、平成27年4月14日一部を改正し、即日実施する。
4. この規程は、平成29年1月13日一部を改正し、即日実施する。